

大阪市告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年1月6日

大阪市長 横山英幸

路線名	起 終 点	廃止の期日
住吉区第1570号線	平野区喜連西3丁目1394番の11地 同 区同 1394番の10地 (別紙参考図参照)	告示の日

(建設局総務部管財課)